

令和2年第9回筑紫野市農業委員会総会

議事録

令和2年9月11日 午後3時1分
二日市東コミュニティセンター 学習室1・2

- 1 開会日時及び場所 令和2年9月11日 午後3時1分
二日市東コミュニティセンター 学習室1・2
- 2 閉会日時 令和2年9月11日 午後4時8分
- 3 委員氏名
 - (1) 出席者
農業委員
真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、檜木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成
農地利用最適化推進委員
山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次
中山榮二、八尋泰憲
 - (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）
永田秀喜、佐藤英昭、
- 4 議事に参与したもの
事務局農地担当係長 萩尾浩三
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志
筑紫野市建設部都市計画課課長 轟 治峰
筑紫野市建設部都市計画課計画担当係長 吉田 浩隆
- 5 会議に付した事項
農地
報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
議案第24号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第26号 地区計画の策定に伴う農業委員会の意見照会について

農政
議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○事務局：皆さん、お疲れさまでございます。開始前に少しだけすいません。今週7日は、台風10号の関係で急遽日程を変更させていただきました関係で、皆様に大変御迷惑をおかけしました。大変忙しい中にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今日、本来であれば八尋事務局長が来る予定だったんですが、すいません、議会对応ということで急遽、欠席をさせていただいております。課長のほうからよろしく申し上げますということで受けておりますので、最後までどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長：どうも、皆さんこんにちは。台風9号、10号、今話がありましたように大きな被害はなかったようでございますが、それなりの被害に遭われた方、それから水稻が倒れたり、いろいろなことがあつてるようです。水稻につきましては、先般、夢つくしを見て回りましたところ、非常にウンカの発生で坪枯れどころか1枚全部全滅とか、そういう地域も一部今発生しております。あとの品種につきましても、皆様方には十分に御注意をいただきたいと思ひます。

それでは、出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には1番委員の真鍋様、それから9番委員の八尋様を御指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは本日の議事に従ひ御審議をお願ひいたします。お手元に以前配付しております議案目録の順序に従ひ本日の会議を進めます。

それでは、議案書の1ページをお開けください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第24号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外21筆。地積、田1万3,989.91平米、畑3万411.51平米、合計1万7,401.42平米。届出の事由は相続です。あつせんの希望はありません。

番号2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積、畑1,723平米、合計1,723平米です。届出の事由は相続。あつせんの希望はございません。

番号3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外11筆。地積、田6,763平米、畑1,169平米、合計7,932平米です。届出の事由は相続。あつせんの希望はございません。

番号4番、届出者、福岡市□□、□□。届出地、□□。地積、田678平米、合計678平米。届出の事由は相続です。あつせんの希望はございません。

番号5番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積、田748平米、合計748平

米。届出の事由は相続。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件について質疑のある方お願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告します。

報告第25号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、□□、□□。届出地、□□。地積、畑254平米、合計254平米。届出の内容、転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年9月1日から令和2年10月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年7月27日。

番号2番、譲受人、新宿区□□、□□。譲渡人、小郡市□□、□□。届出地、□□。地積、畑267平米、合計267平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模は、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。工事期間、令和2年9月1日から令和2年12月20日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日は、令和2年7月27日。

番号3番、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、西東京市□□、株式会社□□。届出地、□□。地積が田76平米、仮換地64平米、合計76平米です。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間は施工済みでございます。開発許可の要否は不要。受付月日、令和2年8月7日。

番号4番、譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田364平米、合計364平米。転用目的は自己住宅2棟。契約内容は、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和2年10月1日から令和3年3月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年8月21日。

次のページを御覧ください。3ページになります。

番号5番、譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑195平米、合計195平米。転用目的は駐車場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間、令和2年10月15日から令和2年10月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年8月24日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

○推進委員：すみません。3番に自己住宅と書いてありますが、田が76平米なんですよ。76平米で2階建て木造とかできるんやろうかと思って。

○事務局：これはあくまで農地に係る部分の面積でございまして、隣接地が別の地目である場合があります。面積はまだ広いんですけど一部農地が残っているということで、その分の転用の届けになりますのでこういう表示になります。

○議長：よろしいですか。

○推進委員：はい。

○議長：ほかにございせんか。

(なし)

○議長：それでは、以上で質疑を終わりにして、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第24号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。1番について地区担当委員であります□□番の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：申請者、住所氏名、太宰府市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は田360平米、合計360平米。申請内容。転用目的、貸駐車場。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和2年10月1日より11月30日まで。農地の区分は第三種。資金の内容は自己資金100%。開発許可は不要。排水の処理等はなしです。都市計画区域は市街化調整区域です。場所としては□□の空き地です。斜めに駐車場ができていますが、その手前、県道側に約100坪ぐらいの空き地がありますので、その貸駐車場ということで出ています。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりでございます。5ページに地図がございしますが、非常に市街地に近い市街地の中の一部にある農地ということでございまして、先ほど説明があったとおり農地区分としては第三種農地となります。

今回の申請の理由でございますが、申請人が高齢のため耕作が困難になってきておりました、ここ数年草刈りをしながら保全管理に努めておられましたが、後継者がいないということから今回貸駐車場として整備をする申請があったものでございます。被害防除の計画としましては、周囲にある既存ブロックを補強しながら隣地に土砂が流出しないような計画となっております。

補足は以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番についてです。

2番について、地区担当委員であります□□番の□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：2番、申請者、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示は□□です。地積は畑934平米。申請内容は貸資材置場として使用するということです。構造規模は現況のまま利用するということです。工事期間は、砂利を敷いて何でもできるようになっておりました。農地の区分、第三種。資金の内容はゼロとなっております。開発許可も不要。用排水は承諾書が添付されております。それから都市計画区域は市街化調整区域となっております。場所は7ページと8ページです。□□のところのバイパスから□□の□□のほうに行ったところなんです、手前のほうにたくさんあぜ地などがある奥の整理された土地です。

以上です。

○議長：ありがとうございました。事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明いただいたとおりでございます、7ページ、8ページに位置図それから字図をつけさせていただいております。

前面道路に水道・下水、そして近くに保育所、医療施設があるということで農地区分は第三種農地となっております。

今回の転用目的は、貸資材置場として整備するものなのですが、8ページを御覧になっていただきたいと思っております。字図になります。網かけをしている□□というところが今回転用の申請地でございますが、隣接する北側□□も今回申請が出ています譲渡人の所有となっております。ここも今現在建設会社のほうに貸し付けられておまして、ここが手狭になったことから、隣接した今回の申請地を資材置場として申請をして、同じ土木会社、建設会社のほうに貸付を行うものでございます。

被害防除の計画については、申請地周辺に幅1メートルの緩衝地を設けまして、周囲に土砂が流れないような計画となっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、9ページをお開けください。

議案第25号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さんよろしく申し上げます。

○委員：1番、譲受人、筑紫野市□□、医療法人□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、畑655平米。申請内容、転用目的、保育所。契約内容、賃貸借。構造規模、木造平屋建。工事期間、令和2年11月1日から令和3年5月31日。審議事項、農地の区分、第三種。資金の内訳、自己100%。建蔽率、18.6%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

譲受人のほうは医療法人□□といいまして、□□さんが経営されてる□□病院なんですね。地図は10ページでございます。10ページをお開きください。□□病院と地図に表示してあります横に□□池という池がございます。これを今からちょっと説明しますが、場所的に□□病院に勤められている若い方が、保育所、託児所のようなところがほしいということで造られるそうです。□□保育所という名前で、地域の方も巻き込んだ保育園を開きたいという要望でございました。□□さんは会社役員となっいらっしゃいます。

構造規模は、121.87平米の木造平屋建てとなっております。被害防除計画書の中に三つございまして、排水計画は公共下水のほうに接続されるそうです。土留めの工事をするときにはブロックを2段してその上に強いアルミのハイブリッドフェンスをするということです。日照、風通しの防除計画としては、何も妨げないように7メートル程度の1階建てを造りますということでした。それから用排水処理の件なんですけども、承諾書の中に先ほど申しました□□病院の北側に□□池という池がございます。その水がいまだに使われておりますので、その水を池がなくなるまではちゃんと通すようにしてくださいということです。油やら有害物質は排水溝には絶対に流さないでくださいということです。

それから、隣地承諾書の件です。□□病院の病棟の下に福岡の□□さんという方がいらっしゃるんです。福岡市□□に住んでいらっしゃる□□さんから、土留め工事の要求はしないでくださいという承諾書がついております。

○議長：ありがとうございました。事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：失礼します。内容としましては□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

補足でございます。11ページの字図を見ていただきたいんですが、網かけしている2か所が申請箇所になりますが、下の小さい逆三角形の農地が35平米ございますけれども、現地確認をしましたところ、この農地の下半分を舗装されておられました。こちらのほうで確認をしましたところ、市の認定道路として指定を受けている場所でございます。公共事業として今回整備されたものでございますので今回の転用に関しては支障はございません。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件について質疑・意見のある方はお願いします。

○推進委員：□□の中に保育所をつくって採算は合うんですかね。これは認可保育所ではないんでしょう。

○事務局：保育所の経営体としましては企業主導型保育所という……。

○推進委員：私が心配しているのは、□□のまちなかに保育所をつくって保育所として採算ベースに乗るかどうかが一番心配なんですけどね。

○事務局：企業主導型保育所という名称で、最近多くなってるんですけど企業の従業員の子供さんを保育する保育所です。これも国からの助成を受けながら……。

○推進委員：地域の住民の方の要望で保育所をつくるということですか。

○事務局：地域の方の受入れも同時にされるということです。従業員と地域の子供さんの受入れをされるという計画になっております。従業員のみではないですね。

○議長：よろしいですか。

○委員：一番メインは看護師さんですね。看護師さんの子供さんを預かるのが一番の目的だそうです。保育所がほかにないから建てる、そこで仕事をしてもらうためには若い人の力が要るから保育所を建てるということです。医療法人になってますのでね。

○委員：要するに、公立の保育所ではなくて企業が自分たちの会社の従業員のためにつくる私立の保育所ということですかね。

○委員：そうですね。

○事務局：目的はですね。□□病院さんも、当初は本館だけのところが今度新館を建てたりとか勤務体系も非常に変わって、そういったことも課題であることから今回の申請に至っています。受入枠としましては従業員枠それから地域枠というところで、全て従業員のためではないんですけれども、目的としては従業員の子供さんのためというのがメインだと思います。

○議長：今説明のあったとおりですがよろしいですか。ほかにございませんか。

○委員：上の□□というのは田んぼですか。

○事務局：はい。

○委員：地目は田んぼで、現在は水稲か何か作ってあるんですか。

○事務局：現状としては草刈り等で保全管理している状況ですね。

○委員：荒地ですか。

○事務局：若干草が伸びておりましたが、保全管理はされています。

○委員：はい。

○議長：ほかはございませんか。よろしいですか。

(なし)

○議長：では、採決を行います。本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、新たに議案第26号というのがあると思います。地図の後にですね。都市計画課のほうからお見えいただいておりますので、ただいまから議案第26号、地区計画の策定に伴う農業委員会の意見照会についての件を議題といたします。議案及び事業の概要説明をお願いいたします。事務局のほうからよろしくをお願いいたします。

○事務局：それでは本議案につきまして御説明させていただきますが、後ほど事業概要を説明するために担当課である都市計画課に出席をいただいておりますので、御了承いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議案書、それから資料をつけておりますが、大変申し訳ございません、ページ数が振り漏れてでございます、11ページから2枚目をお開きください。11ページまでページを振っていたんですが、大変申し訳ございません。1枚目、2枚目をめくっていただくと議案書をつけております。そちらのほうを私から説明させていただきます。

説明の前に補足になりますが、今回議案としてお諮りさせていただきますのは、現在、地権者等で設立されました譲受人であります原田駅西口まちづくり協議会で、JR原田駅西側の農地を含むまちづくりの可能性を探りながら市、県との事前協議が行われているところでございます。その協議の過程におきまして、福岡県の水田農業振興課から当該区域内にあります農地を転用することについて、市農業委員会の意見を聴取してほしい旨の御依頼がございましたので、今回、議案としてお諮りさせていただくものでございます。

それでは、私のほうから議案について読み上げて説明に代えさせていただきたいと思っております。

番号1番、譲受人、筑紫野市□□、原田駅西口まちづくり協議会、□□。譲渡人、筑紫野市□

□、□□外19名。申請地、□□外224筆。うち農地が89筆。地積、田5万1,749.23平米、畑1万1,098.78平米、その他10万6,070.96平米、合計16万8,918.97平米。申請内容、転用目的は宅地造成、大型店舗、病院、住宅等でございます。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和4年以降の予定でございます。農地区分につきましては、第二種、第三種、それから都市計画区域につきましては市街化調整区域でございます。

それでは続きまして、事業の概要につきまして担当の都市計画課より説明をさせていただきます。

○都市計画課長：皆さん、こんにちは。まずは自己紹介をさせていただきたいと思います。私は都市計画課長をさせていただいております轟と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市計画課係長：同じく都市計画課計画担当係長をしております吉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市計画課長：都市計画課が窓口になりまして原田駅西口まちづくり協議会の方々と事前協議を行っておりますので、これまでの経緯に少し触れさせていただきまして、その後に事業概要について説明させていただきたいと思います。

議案書のA3縦の地図を御覧いただければと思います。赤線で示したエリアが今回まちづくりを検討されている区域となります。本区域は市域南部の筑紫南地域内に位置しております。JR鹿児島本線が南北に縦走しておりまして、その東側につきましては都市的土地利用が進み、市街化しておりますけれど、西側につきましては農地・山林が大勢を占めている地勢となっております。

この地域におきましては、約30年前に大規模な土地区画整理事業が行われておりまして、JR原田駅の西側、今回の区域におきましても、その当時から交通の利便性を生かした土地利用を切望されておりましたが、まちづくりは実現せずに現在に至っているところでございます。

その間、地権者等におかれましては、学習会を行いながらまちづくりの機運を醸成し、徐々に理解が得られるようになり、地権者代表の方の御尽力もありまして、地権者総数48名中45名の方がこの計画に合意をされております。合意率が約94%となっております。残りの3名の方につきましても合意が見込めまして、民間開発型のまちづくりが地権者及び代理者によって進められているところでございます。

続いて、事業概要につきましては計画担当係長の吉田が御説明申し上げます。

○都市計画課係長：それでは、私のほうから計画の概要を説明させていただきます。

お手元の資料、今見ていただきましたA4縦のものを1枚めくっていただきまして、A3横の資料を御覧ください。こちらは土地利用計画図になります。外枠、赤枠で囲まれた区域のうち色づけされた部分が開発造成工事が行われる予定区域です。

まず、黄色で色づけされた①から⑦の部分ですけれども、こちらの区画につきましては、共同

住宅や店舗、事務所、保育所等の立地が予定されている街区でございます。

また、中央の薄い紫色に色づけされた真ん中の⑩という街区につきましては、病院、福祉施設、店舗等の立地が予定されている街区でございます。

それから、その左側、薄い黄色で色づけされたところが戸建て住宅が予定されている街区でございます。

そして、一番右側になるんですけども、水色で色づけされた箇所に調整池が整備される予定です。

それでは、次のページを御覧ください。こちらが今現在の区域内の地形図です。地形図に地権者の方々がまちづくりを考えている区域をお示しした絵になります。こちらの赤枠の区域面積が約17ヘクタールとなっております。そのうち先ほど御説明いたしました開発予定区域面積が約14ヘクタールとなっております。開発予定区域内の現況につきましては、主に山林、農地となっております。

次のページを御覧ください。こちらが今回の計画における雨水排水の計画図でございます。御覧のように、開発によりまして整備されました宅地の雨水排水につきましては、新設道路の側溝に集水されまして、図面の右側の水色で着色されております調整池へ流れる計画となっております。こちらの調整池に集水されました雨水につきましては最終的に調整池の右側に流れております宝珠川という川へ放流される、予定です。

都市計画課からの計画、土地利用の説明は以上になります。

○議長：それでは、事務局より意見書案の提案をお願いいたします。

○事務局：今、事務局案ということで今回の意見書の回答案ということでA4の用紙1枚を配らせていただいております。

(資料配付)

○事務局：表題は、「地区計画の策定に伴う農業委員会の意見照会について（回答）」ということで、会長名での市の都市計画課に対する回答案でございます。8月25日付で照会がっておりますので、本日、審議をいただいた後にまた回答をさせていただきたいというふうに考えております。お手元に行き渡りましたでしょうか。「案」と四角で書いているものになります。

項目としまして、2点の意見を挙げさせていただいております。

まず、1点目の項目でございますが、先ほど都市計画課より説明をいろいろいただきましたが、今回の地区計画では農地として残る部分がございます。そういったこともございますので、一つ目の意見としましては、周辺の営農環境に配慮した計画を引き続き検討することということを挙げさせていただいております。

二つ目の項目としまして、今回計画をされています区域内にある農地につきましては、地図を

見ていただいて分かりますとおり、JR原田駅から500メートル範囲に位置しているとして、農地法上の農地区分につきましては第二種それから第三種農地ということになりますので、農地転用の許可が見込まれます。農地転用につきましては、申請が出た時点で改めてまた農業委員会のほうで審議を行うことになるということもございますので、二つ目の項目として、事業着手する際は農地転用の手続を適正に行うことという意見を上げさせていただきました。

以上が事務局としての意見の案でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。まず、都市計画課による開発計画の内容について、都市計画課から来ていただいておりますので、それについて質問・御意見等がございましたらお願いします。意見書についてはそれから行いますので、よろしくお願いします。

○委員：ここはほとんど山ですね。土砂とかそういうのはどこに持っていくんですか。

○都市計画課長：山を削った土をどこに持っていくかということですか。

○委員：はい。

○都市計画課長：山を削ってこの区域内の整地を行いたいと思っています。だからこの区域内で土を動かしながら宅地を造っていきたいというふうに聞いております。

○委員：真砂土が主ですか。

○都市計画課長：土はいい土が出てくると事業者さんのほうからは聞いております。

以上でございます。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございますか。

○委員：現状は山林が多いということで、大雨が降ったときの雨水の処理については、今まで地下浸透が多かったと思うんですけど、開発区域に関しては表面は舗装とか側溝とかできましたよね。最初の設計上、1時間当たり何ミリという計算上で調整池の大きさを決めてあるんですけども、近頃の異常な大雨に対応するようなシステムは検討してあるんですか。

○都市計画課長：道路の表面舗装等につきましては、例えば地下浸透型といった検討を事業者さんのほうにお願いできると思いますし、計画図の右側のほうに調整池を設けております。こちらにつきましても県の定める基準の1.5倍以上の規模で容量を確保していただくという話を今のところ進めているところでございます。

以上でございます。

○推進委員：この川の許容量というのは大丈夫なんですか。川に流すことになっていますが。

○都市計画課長：川の断面が確保をされているかどうかということでしょうか。その辺につきましても、調整池を造る際には県の河川課と協議がまたございますので、県の河川課の御意見を伺

いながら検討していくことになろうかと思えます。

○推進委員：この川は最終的には宝満川に流れるんですかね。

○都市計画課長：そうです。美しが丘北と南のちょうど真ん中、間の谷間をずっと抜けまして、焼肉屋さんとか水車家さんとかがあるところ辺を通りまして、津古の中を通っていきまして宝満川のほうに流れるようになっております。

○推進委員：だから従来の水の流れがちょっと変わるんやないかと思ってですね。その辺を心配してるんですけどね、下流域に関して。

○都市計画課長：承知しました。農業委員会の方々の御意見として、こういうことを心配しておられますということを事業者様のほうには私どもからお伝えしたいと思えます。

○推進委員：この区域内にため池はなかったですかね。

○都市計画課長：ため池は、今の上原田公民館の裏にございます。

○推進委員：それはつぶすわけですか。

○都市計画課長：それも宅地になります。そして地域が使われる広場になる予定です。

以上でございます。

○委員：さっきの質問とよく似てるんですけども、私のところも、団地開発に伴い、三つのため池ができて、当時の住宅地図を見たら遊水池になってるんですよ。誰がどういう責任で遊水池という表示にしたのか。ちゃんとため池の名前がついてるんですけどね。

それと、平成8年に□□ができて、□□が魚を入れたばかりに……。平成18年以降、私は水路の役員もしてたんですけど、養魚池にしたら水の管理ができないから駄目だと断ったのに、私が役員をやめたらぱっと□□が入ってしまって、水のコントロールがないどころか、田んぼまでコイが流れてくるんですよ。

おたくが見積もられたこの遊水池は新たに造られるんでしょうけど、雨のときダムの集水面積では宅地の16町の水を吸いませないので。1.5倍で満たすって見積ってますけど何に対する1.5倍なんですか。何万トンなのか。深さはどれぐらいなのか。

これは遊水池として造られるからいいんですけど、天拝坂なんかは昔のため池で、余水吐もなく、洪水吐もなく、全部田畑にぼーんと流してるんですよ。雨水幹線もため池にどんと入れてるんです。ダムの集水面積と同じ量を……。ため池をひろまがつが満水にしているものだから、満水の上に満水がのって、欠陥ダムということを今私は個人的に県に言っております。

ここの事業認可はどこが主体なのか、そこまで詳しく聞きません。区画整理組合なのか市の施行なのか。県が事業認可できるのか、できないのか。テナント誘致にしても、筑紫野以外は大型店舗がいっぱい来ましたが、果たしてこれから大型店舗が本当に来るのか。病院についても、どちらかといったら今はコロナで不足していると言いますが、収束した場合、病院が本当に

成り立つのか。

水の関係、自然、そして下にあるため池は、遊水機能ではなくて公園化にしますと言われましたよね。この遊水池で処理できなかった余分な水については、つぶしたため池を公園化してその下の宝満川に流すと言われますけど、実際に今の降り方は、建設省が今まで造った側溝は52ミリの雨量に耐えるように日本全国に造ったんですけども、今の降り方は100ミリ、120ミリ、2倍、3倍の雨が降っています。だから道路を川にしないとイケなくて、日本列島は全部の道路が川になります。そこまで考えて、1.5倍とかではなくて、はっきり言って五、六倍の面積がないと。残った山の水も来ますし、いろんなところから来ますので。

私も現地に行きましたけど、こんなに急な山から100ミリ、200ミリが降ってきたら、こんな遊水池では足りないことは誰から見ても明らかです。今の□□でもオーバーフローの上、オーバーフローだから。だから、治水が完璧なものになるかならないか、それをしないと筑紫野の区画整理の在り方、都市計画課との在り方が疑われます。そのところをもう一回強く要望しておきます。

あとは、調整池といいますけど調整池として機能しないと思いますから、余水吐、洪水吐をどのようにされるか。付近の水もどっと来ますよ。設計図面どおり流れません。そこまでしてもらわないと、□□と同じように水を吐ききれません。これは人災になりますからね。天災じゃありません。今の洪水は、建設省が時間雨量52ミリで側溝を日本全国に造らせています。そういうところを確認しておいてください。

○委員：これは環境アセスメントをやるんでしょう。それは環境アセスメントを見ないと分からないですね。

○都市計画課長：そうですね。

○委員：一つだけいいですか。この川の終末はイオンの裏側を流れる川に行くんですか。全然違うところですか。私は分からないけど。小郡のイオンがありますよね。あれの裏側ですか。

○都市計画課長：そうです。あれが宝満川なんですけど。

○委員：筑紫野市と小郡市の境目、大字西小田で、うちの近所で合流してるんですよ。うちの近所が鷺田川と宝満川と宝珠川が合流してるものだから水害が心配で、それでちょっと今言わせてもらったんですけど、終末が小郡イオンですよ、毎年冠水してる。

○委員：影響しますよね。

○委員：影響しかねないですけど、結局河川断面積だけ確保しさえすれば川は流れますので、農業委員会には関係ないけど河川敷の雑木の伐採なども速やかにしてもらわないとイケない。降った雨が速やかに流れるようにですね。

○都市計画課長：造成中におきましても水害の可能性はありますので、そういったところにも注

意しながら取り組まないといけないと考えています。

調整池につきましては、確かに皆さん心配されていて、私たちも心配しているところなんですけど、当然このエリアに降った雨をどういうふうの下流のほうにゆっくり流していくかという機能でございますので、その辺も県の御指導をいただきながら検討しているところでございます。

○委員：ということは、事業認可は県で、これは売買という契約内容になってますが、元の地権者から、どこかから売買で買ったという前提ですか。

○都市計画課長：民間開発型です。

○委員：開発型ですね。

○都市計画課長：そうなります。

○委員：それなら開発会社のほうに……。だから、市が関与するのではなくて、建設業者と県の事業認可を取って、農地の所有者から転用届を出してもらおうという段取りですかね。

○都市計画課長：県の許可の前に地元市町村との協議というのがございますので、今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○委員：調整池は天気のいいときとか平時とかは流すんですか。

○都市計画課長：イメージとしてはプールのような感じになってまして、水がたまってきたら、オリフィスという吐水口がありまして、その吐水口の中の断面まで上がってきたときに初めて水が川に流れていくような構造でございます。

○委員：それは小さいパイプか何かですか。

○都市計画課長：そうです。オリフィスというパイプで1時間当たりどれぐらい流すという調整ができるようになっています。

○委員：平時のとき流していればそんなにないんですよ。可動式の何か。

○都市計画課長：今、国のほうで、ダムで洪水機能の調整といって事前放流とかやってらっしゃいますけど、そういった日頃の管理で調整量というのは変わってくると思います。

○委員：それと、一番問題なのは、今言いましたように集水面積に対して遊水池では私は足りないと思っていて、余水吐、洪水吐を造らないなら、その足りない分が流れるところに水田があったらそこは全部水没します。分かりますか。遊水池でもたないということは、全部農地に流れることになります。そのところを業者に後の祭りだと言われたら人災としか言えませんから、そのところもやっぱり注意してきちんとお願いします。

○議長：ほかにございませんか。農業委員会の農業委員さん、それから推進委員の皆さんにとって、特に排水含めた水関係が一番大きい課題となっておりますので、都市計画課さんもいろいろその辺考慮いただくようによろしくをお願いします。

お聞きしておかないといけないようなことはほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

○議長：それでは、もう一つのほうの委員会の意見照会、用紙のほうを見てください。

ちょっと読み上げます。上は省略いたします。

地区計画の策定に伴う農業委員会の意見照会について回答。令和2年8月25日付。筑紫都市計画第268号で意見照会があった表記の件について、令和2年9月11日に開催された筑紫野市農業委員会に諮った結果、下記のとおり回答いたします。

周辺の営農環境に配慮した計画を引き続き検討すること。

事業着手する際は農地転用の手続を適正に行うこと。

それと、先ほどから水の関係が出ておりますが、これをどういうふうにするか御意見がございましたらよろしくお願ひします。

○委員：平常時の降雨量、設計降雨量と近年まれに見る大水害の降雨量を考慮した調整池の設計を望むかとか、そういう感じではないでしょうか。近頃は雨の量が異常に多いので、その辺を入れていただければ。

○議長：水の関係、排水関係で、開発地域から出る水をどういうふうに流していくか、この辺を十分にやってもらうように書き加えてほしいという意見でございます。入れるということによろしいですか。入れ方については事務局のほうで検討させていただいて、申し訳ございませんが、私と副会長と一緒に最終的な内容を見させていただいて提出をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。あまり遅くなると困りますのでそういう形でぜひお願ひしたいんですが。

(なし)

○議長：すいません。よろしくお願ひいたします。

ほかになにか書き加えることがございませうら。

(なし)

○議長：それでは、今読み上げましたものに、3番として水の問題、排水問題を書き加えさせていただいて提出したいと思ひますのでよろしくお願ひします。

これにつきましては採決を行いますのでよろしくお願ひいたします。

さきのとおり意見書を提出することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成とみなして、このとおり提出させていただくことにいたします。

それでは、都市計画課の方、ありがとうございます。

○都市計画課長：どうもありがとうございました。

○議長：それでは、一番最後のページをお開けください。

農政議案の第14号に行きます。農政議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号2-09-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。借受人住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。地目、田。面積、119平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては令和2年10月1日から令和12年10月31日の約10年となっております。そのほか同内容での1筆の申請がございます。合計2筆、面積2,062平米となっております。

本件につきましては、機構を通じた貸し借りの案件でございますが、実は3月の定例会にて御審議いただいた内容でございます。□□氏に農地を配分するという内容で既に御提案させていただいた内容ではございますが、内容は変わらず、期間を5年から10年に変更するものでございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、御意見ある方はお願いいたします。使用貸借の期間変更ですね。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それではお諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

全議題が終わりましたが、皆さんのほうから何かございませんか。

(なし)

○議長：それでは、定例会の議事は全て終わりました。

以上をもちまして、令和2年第9回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。